

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定等の方針

I 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の指定等の方針

(昭和58年策定・平成24年一部改正・平成30年一部改正)

1 地域の拡大

- (1) 都市計画法に基づく用途地域指定のある町村については、地域の指定を行う。
- (2) 地域の実情に照らし、指定が必要と思われる町村については、地域の指定を行う。
- (3) 都市計画法に基づく市街化調整区域又は無指定地域について住民が集合している地域、病院又は学校の周辺地域、その他の地域で騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する。

2 指定地域の見直し

都市計画法に基づく用途地域等が変更されている場合は指定地域の見直しを行う。

3 第1特別地域及び第2特別地域の区域の区分（別表参照）

(1) 第1特別地域

準工業地域及び工業地域であって第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50m以内の区域は第2種区域とする。

(2) 第2特別地域

工業地域及び工業専用地域であって第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する境界から50m以内の区域は第3種区域とする。

II 悪臭防止法に基づく地域等に係る方針（特定悪臭物質規制）

(昭和50年策定)

1 規制基準

国の定める規制基準のうち最も厳しい値で地域内は一律とする。

2 規制地域

- (1) 都市計画法に基づく用途地域とする。
- (2) 同法に基づく用途地域外については、悪臭公害の発生状況、人口や土地利

用の動向等を考慮し、必要があると認める地域を指定する。

別表

Ⅲ 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の区域の区分等と用途地域の対応

都市計画法の 用途地域区分	騒音規制法の 区域の区分	騒音に係る 環境基準の 地域の類型 (一般地域)	振動規制法の 区域の区分	悪臭防止法 (物質規制) の地域区分
第1種低層住居専用地域	第1種区域 昼間：50dB 以下 朝夕：45dB 以下 夜間：40dB 以下	A 類 型 昼間：55dB 以下 夜間：45dB 以下	第1種区域 昼間：60dB 以下 夜間：55dB 以下	指 定 地 域 内 一 律 基 準
第2種低層住居専用地域				
田園住居地域				
第1種中高層住居専用地域				
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域	第2種区域 昼間：55dB 以下 朝夕：50dB 以下 夜間：45dB 以下	B 類 型 昼間：55dB 以下 夜間：45dB 以下		
第2種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域	第3種区域 昼間：65dB 以下 朝夕：60dB 以下 夜間：50dB 以下			
商業地域				
準工業地域				
第1特別地域	第2種区域	C 類 型 昼間：60dB 以下 夜間：50dB 以下	第2種区域 昼間：65dB 以下 夜間：60dB 以下	
工業地域	第4種区域 昼間：70dB 以下 朝夕：65dB 以下 夜間：60dB 以下			
	第2種区域			
	第3種区域			
工業専用地域				
第2特別地域	第3種区域			

注 第1特別地域及び第2特別地域は都市計画法の用途地域区分ではない。